

回 答 書

令和 2 年 6 月 10 日

白保リゾートホテル問題連絡協議会

会長 山城 吉博 殿

沖縄県土木建築部建築指導課

日頃から沖縄県の開発行政にご協力頂き感謝申し上げます。

令和 2 年 5 月 26 日付けの質問書について、下記により回答します。

1. 法第 33 条第 7 号にも排水に関する基準があります。また、県が定める都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準（条例に定めるもののほか、必要な基準）があります。

2. 〈私たちの理解〉

（1）については、法令に記載のとおりであり、貴見のとおり。

（2）（3）（4）（5）（6）については、以下にまとめて回答します。

都市計画法第 33 条の技術基準では、雨水の地下浸透処理については認められています（規則第 26 条第 2 号）。処理された汚水については政令第 26 条第 3 号の規定により、雨水と同様の取扱いをしております。

今後とも沖縄県の開発行政にご理解とご協力をよろしくお願いします。